平成２１年（フ）第２５７号
青森県黒石市美原町97番地18
債務者　富谷まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６１号
青森県弘前市大字高杉字五反田231番地　大雄荘
債務者　長内　　榮
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７４号
青森県弘前市大字高屋字本宮521番地１
債務者　笹　　桂二
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７９号
青森県黒石市大字赤坂字池田136番地　黒石ケアサポートセンター
債務者　佐藤　潤司
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２８７号
青森県弘前市大字宮園３丁目６番地30　後藤住宅１号
債務者　熊谷　里香
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１０３号
北海道室蘭市母恋北町２丁目９番６号
債務者　小林　久晃
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１３７号
北海道伊達市網代町72番地
債務者　小山　明美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
北海道伊達市館山下町２番地41
債務者　南出　典子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
北海道室蘭市母恋北町１丁目８番15号
債務者　金子　孝道
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
岩手県八幡平市大更第22地割157番地
債務者　工藤　　淳
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７８号
盛岡市西青山３丁目15番22号　グランドメゾン西青山201号、住民票上の住所盛岡市西青山２丁目11番24号
債務者　藤原アリー
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９３号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根大森38番地41
債務者　中村　待雄
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０３号
岩手県奥州市前沢区字沖田81番地９
債務者　小野寺幸枝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第３６７号
群馬県高崎市下佐野町668番地６　ホリグチコーポ106号
債務者　善如寺　勘
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１０８２号
さいたま市浦和区常盤９丁目19番５番　チェリーコーポ４ＦＤ、旧住所さいたま市浦和区仲町４丁目２番23―201号
債務者　大田　幸信（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
さいたま市浦和区常盤９丁目19番５番　チェリーコーポ４ＦＤ、旧住所さいたま市浦和区仲町４丁目２番23―201号
債務者　大田　民江
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
さいたま市緑区道祖土３丁目７番９号　永瀬ハイツＢ棟203
債務者　長谷川ちか子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５５号
埼玉県戸田市上戸田２丁目７番６―303号
債務者　本山　純子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係